

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者及び住所

指名停止措置業者	住 所
株式会社メンテック	(本店) 久留米市御井旗崎 1-10-42
	(福岡支店) 福岡市博多区金の隈 3-10-7

2. 指名停止の期間

令和2年8月31日 から 令和2年12月30日 まで (4箇月間)

3. 指名停止理由

同社の代表取締役は、虚偽の貸借対象表を作成し、国に提出したとして、建設業法違反の疑いで、令和2年7月28日に逮捕された。

この事実は、広川町指名停止等措置要綱第3条別表その2第5号に該当する。

※広川町指名停止等措置要綱 第3条 (指名停止)

別表その2第5号

(不正又は不誠実な行為)

5 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、町発注の請負業務等の相手方として不適当であると認められるとき。

【期間】当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

広川町役場会計室会計係

福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

電話 0943-32-1951